

問 合 せ 先	中区福祉課障害福祉係 (504-2588)
	東区福祉課障害福祉係 (568-7734)
	南区福祉課障害福祉係 (250-4132)
	西区福祉課障害福祉係 (294-6346)
	安佐南区福祉課障害福祉係 (831-4946)
	安佐北区福祉課障害福祉係 (819-0608)
	安芸区福祉課障害福祉係 (821-2816)
	佐伯区福祉課障害福祉係 (943-9769)

重度精神障害者医療費補助の支給要件の緩和

1 支援策の内容

入院を除く医療費（保険診療分）の自己負担分を補助します。

2 対象者（要件等）

所得制限により重度精神障害者医療費補助の対象となっていない方について、以下の(1)又は(2)に該当される場合は医療費補助の対象とします。

- (1) 災害により、住家が全壊・半壊、全焼・半焼、又はこれに準ずる被害にあった方。
- (2) 災害によって生じた損失の金額（災害保険金、損害賠償金等により補填される金額は除く。以下同じ）が、前年分総所得金額等の $1/10$ に相当する額を超える方について、前年分総所得金額等（各種控除後）から当該災害による雑損控除相当額を差し引いたうえで、所得制限額との比較を行い、制限額内となった方。
 - ① 前年分総所得の算出において雑損控除がある場合
前年分総所得金額等（各種控除後）－（災害により生じた損失の金額－前年分の災害により生じた損失の金額）
 - ② 前年分総所得の算出において雑損控除がない場合
前年分総所得金額等（各種控除後）－（災害により生じた損失の金額－前年分総所得金額等 $\times 1/10$ ）
※ 7月までは前々年分の総所得金額等により計算します。

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 障害の程度を証明する書類（精神障害者保健福祉手帳 1級、年金証書等）
- ③ 罹災証明書
- ④ 原状回復費用として支出した金額であることを証明する領収書又は当該補修等に係る請求書・見積書（対象者の要件(2)に該当する場合のみ）

- ※ 転入の方は、所得及び控除額を証明する書類が必要となる場合があります。
- ※ 詳しくは、区福祉課障害福祉係にお問い合わせください。

4 免除の対象期間及び受付期限

対象期間：

上記対象者のうち

- (1)の要件に該当する方：災害等を受けた日から翌年の当該災害等を受けた前月まで。
- (2)の要件に該当する方：前々年の所得の額の計算により対象となる方は、災害による損害を受けた日の翌日から最初の7月31日まで。前年の所得の額の計算により対象となる方は、災害による損害を受けた年の8月1日から翌年の7月31日まで。

受付期限：災害による損害を受けた日から1年以内